

鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ更新業務に係る委託事業者を選定するため、企画提案を募集します。

2 委託業務内容

(1) 業務名

鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ更新業務

(2) 業務内容

別紙「鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ更新業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

(3) 処理期間

契約締結日から平成35年8月31日まで

(4) 提案上限額

4,960,000円(消費税及び地方消費税を含まない)を上限とする。この金額は、更新業務の準備費用である初期導入費上限2,065,000円(消費税及び地方消費税を含まない)と平成30年9月1日から平成35年8月31日までの維持管理費上限2,895,000円(消費税及び地方消費税を含まない)を含むものとする。

また、この金額は企画内容の規模の上限を示すものであり、契約時の予定金額ではない。提案する金額は、この上限額を超えないこと。

(5) 初期導入費及び維持管理費の支払

初期導入費の支払いは更新後のホームページ公開日(平成30年9月1日定)の翌月に、維持管理費の支払いは維持管理業務が開始する平成30年9月の翌月から毎月(60回)支払うものとする。

3 参加資格要件

参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 平成25年4月1日以降において、国、都道府県又は市町村のメインホームページについて、CMSを導入した更新業務の実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 本組合の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

4 実施手順

本プロポーザル方式では、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づく書類審査（第1次審査）、第1次審査通過者が行う企画提案説明会（プレゼンテーション、CMSのデモンストレーション及び質疑応答）による第2次審査により、優先交渉権者1者を選定する。

公募から委託事業者の決定までの実施手順

募集要領の公表	平成30年4月9日（月） 鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ上で公表
質問書の締切	平成30年4月18日（水）正午まで
質問への回答	平成30年4月23日（月）午後4時まで
参加申込書受付期限	平成30年4月27日（金）正午まで
企画提案書等提出期限	平成30年5月14日（月）正午まで
第1次審査	平成30年5月15日（火）から平成30年5月18日（金）
第1次審査結果の通知	平成30年5月25日（金）までに通知する。
第2次審査 （企画提案説明会）	平成30年6月1日（金）【予定】 第1次審査通過者に別途案内を通知する。
第2次審査結果の通知	第2次審査後、選考委員会を開催し、優先交渉権者1者を選出。企画提案説明会に参加した者に、結果を別途通知する。
契約締結	平成30年6月15日【予定】

5 申込み手続

(1) 申込み受付期間

平成30年4月9日（月）から平成30年4月27日（金）正午まで

(2) 申込み先（担当部署）

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合事務局 総務課企画情報係

(3) 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を平成30年4月27日(金)正午までに、上記申込み先まで直接または郵送(提出期限内必着)で提出すること。

(電話、FAX、電子メール等による受付は行わない。)

ア) 参加申込書兼参加資格に関する申立書(様式第2号) 1部

イ) 役員等調書兼照会承諾書(様式第3号) 1部

※ただし、組合を組織する市町村(米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町)のいずれかに入札参加有資格者として登録されている場合は、提出を省略することができる。

ウ) システム導入の実績を証する書類(契約書の写し) 1部

エ) 協力事業者申請書(様式第4号) 1部

※業務の一部を外注する場合等に提出

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書(様式第1号)に質問内容を記載の上、上記申込み先に、電子メール(FAXも可)により提出すること。質問の回答は、質問があった場合にのみ、本組合ホームページで公表する。

なお、最終の回答は、平成30年4月23日(月)午後4時までに掲載する。

(2) 受付先

5(2)に記載のとおり。

(3) 受付期限

平成30年4月18日(水)正午まで。

7 企画提案書等の提出について

参加を申込した事業者は、下記の書類を平成30年5月14日(月)正午までに担当部署へ直接持参すること。

(1) 提出期間

平成30年5月14日(月)正午まで。

(2) 提出場所

5(2)に記載のとおり。

(3) 提出書類

ア) 企画提案書 15部

【記載事項】

① トップページデザイン案

② 仕様書における「新組合ホームページの基本方針」についての企画提案

③ その他追加提案など

イ) 見積書

- | | |
|----------------|----|
| ① 提案見積書（様式第6号） | 1部 |
| ② 内訳書（様式第7号） | 1部 |

8 申込み及び企画提案の無効

- (1) 3に定める資格要件を満たさない者が提出した提案は無効とする。
- (2) 申込みに必要な書類等が、次のいずれかに該当する場合は無効とする。
- ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
 - イ) 企画提案の内容が、当該募集要項に定める要件に適合しないもの
 - ウ) 虚偽の内容が記載されているもの
 - エ) 見積金額が、委託金額（提案上限金額）を超えた場合

9 プレゼンテーションについて

第1次審査通過者は、第2次審査において、企画提案した内容について、プレゼンテーションを行うこと。

第2次審査（企画提案説明会）実施日 平成30年6月1日（金）【予定】

※詳細については、第1次審査通過者に別途通知いたします。

10 企画提案の審査について

(1) 第1次審査及び結果の通知

ア) 第1次審査

参加申込者が4社を超えた場合に実施し、参加資格を有する者から提出された「企画提案書」を評価し、その結果により4社を選出する。

なお、参加申込者が4社を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

イ) 審査結果の通知

第1次審査の結果については、平成30年5月25日(金)までに、企画提案書を提出した全ての者に対し、文書により通知する。

また、第1次審査の合格者に対しては、第2次審査の実施日を併せて通知する。

(2) 第2次審査及び結果の通知

ア) 第2次審査

企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、プロポーザル選考委員会設置要綱に定める企画提案評価員が評価を行う。

なお、プレゼンテーションは、平成30年6月1日(金)【予定日】に、1者当たり1時間実施とし、そのうち20分を目安とし、質疑応答を行うこと。プレゼンテーションでは、企画提案書でイメージをつかむことが難しい点や、アピールしたい点について、説明を行うこと。

また、提案者1者につき、本業務委託の主な担当者とシステムの管理者を含め

て4名以内とする。

イ) 最優秀案等の選定

第2次審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定された提案のうち、最高点を得たものを、最優秀案として選定する。

ウ) 審査結果の通知

第2次審査の結果については、第2次審査を受けた者に対して、文書により通知する。また、本組合ホームページにおいても公表する。

1 1 契約締結の交渉及び契約締結について

- (1) 第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、第2次審査において選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉においては、提案された業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

1 2 失格

第1次審査合格者が、第2次審査において、プレゼンテーションに参加しなかった場合、その者を失格とする。

1 3 辞退

参加又は申し込みを辞退する場合には、辞退届(様式第5号)を提出すること。

1 4 その他

- (1) 企画提案書の作成に当たっては、鳥取県西部広域行政管理組合ホームページ更新業務委託仕様書に基づくこと。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、参加希望者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、提出者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (4) 本プロポーザルにおいて、企画提案書等の作成のために本組合から受領した資料等は、本組合の承諾を得ないで公表し、又は使用してはならない。
- (5) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等は、本業務の受託者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。
- (7) 提出された書類は、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例(平成13年条例第1号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。